

はじめに

「あいサポーター」とは

「あいサポートバッジ」を身に^み着^つけ、障^{しょう}がいの特性^{とくせい}や必要^{ひつよう}な配慮^{はいりょ}などを理解^{りかい}して、障^{しょう}がいのある人^{ひと}を手助^てけする人^{ひと}のことです。

特別な技術^{とくべつぎじゅつ}などを習得^{しゅうとく}して支援^{しえん}するのではなく、日常生活^{にちじょうせい}のなかで障^{しょう}がいのある人^{ひと}が困^{こま}っているときなどに、「ちょっとした手助^てけ」を行う意欲^{いよく}のある人^{ひと}なら、誰^{だれ}でもなることができます。自分^{じぶん}のできる範囲^{はんい}で活動^{かつどう}していただきます。

障^{しょう}がいのある人^{ひと}とは

障^{しょう}がいのある人^{ひと}とは

以前^{いぜん}は、「障^{しょう}がい」は、身体障^{しんたいしょう}がい、知的障^{ちてきしょう}がい、精神障^{せいしんしょう}がいなどの、その人^{ひと}の心身^{しんじん}の状態^{じょうたい}から生^{しょう}じると考^{かんが}えられてきました。

現在^{げんざい}は、心身^{しんしん}の機能^{きののう}の状態^{じょうたい}だけではなく、様々^{さまざま}な「社会的障^{しゃかい}壁^{てきしょうへき}」があることによつて、日常生活^{にちじょうせい}又は社会生活^{しゃかいせい}に相当^{そうとう}な制限^{せいげん}を受けている状態^{じょうたい}にある人^{ひと}をいいます。

社会的障^{しゃかい}壁^{てきしょうへき}とは

「障害^{しょうがい}のある者^{もの}にとって日常生活^{にちじょうせい}又は社会生活^{しゃかいせい}を営^いむ上で障^{しょう}壁^{へき}となるような社会^{しゃかい}における事物^{じぶつ}、制度^{せいど}、慣行^{かんこう}、観念^{かんねん}その他一切^{たいつさい}のものをいう。」

(障害者基本法第2条)

(例えば)

- 事物^{じぶつ}…障^{しょう}がいのある人^{ひと}にとって使^{つか}いにくい施設^{しせつ}や設備^{せつび}
(建物^{たてもの}の入り口^いの段差^{ぐちだんさ}、字幕^{じまく}のないテレビ番組^{ばんぐみ}、手話通訳^{しゅわつうやく}のない講演^{こうえん}など)
- 慣行^{かんこう}…障^{しょう}がいのある人^{ひと}を意^い識^{しき}していない慣習^{かんしゅう}、文化^{ぶんか}など
- 観念^{かんねん}…障^{しょう}がいのある人^{ひと}への偏見^{へんけん}など

社会的障壁は誰にでもあります

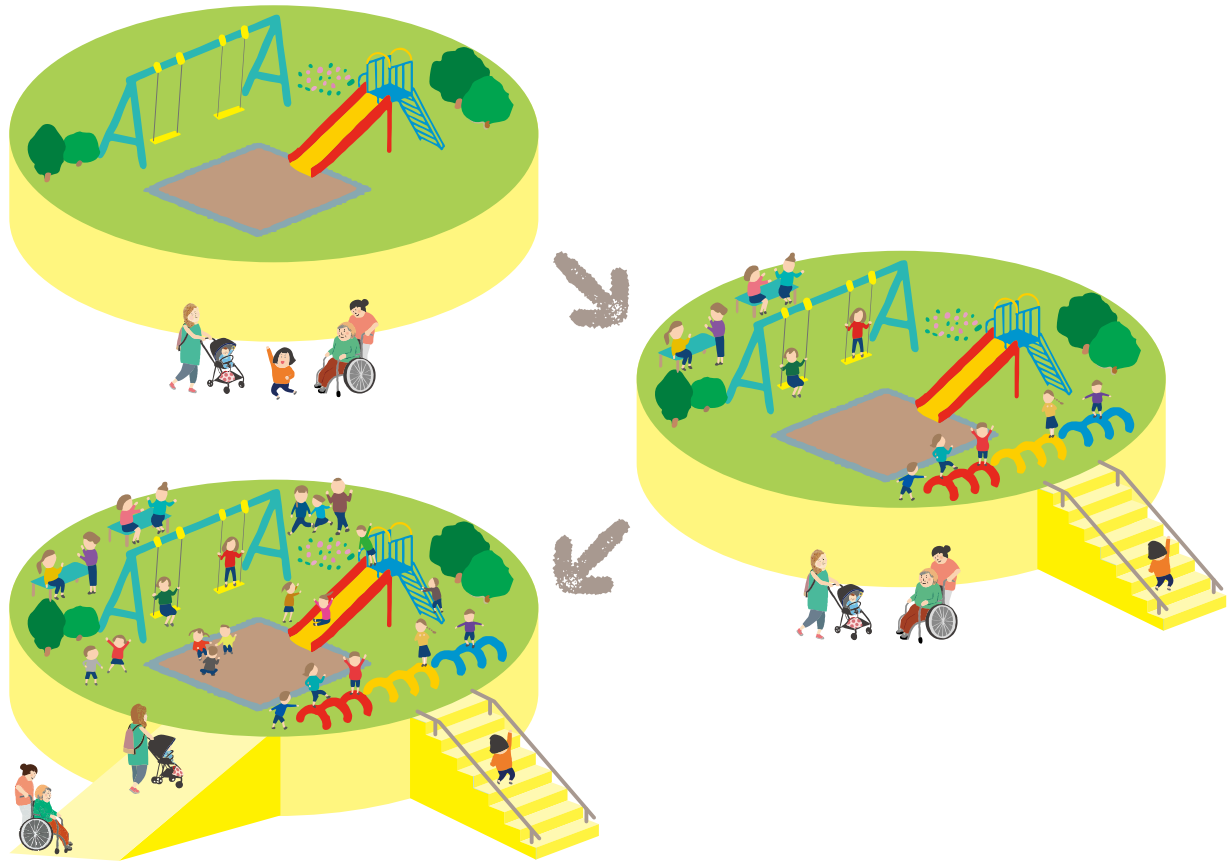
断崖絶壁の上にある公園には、誰も行くことはできません。誰にとっても、障壁がある状態です。

そこに階段が設置されれば、歩いて行くことができます。

それでも、車いすを利用している人や、ベビーカーを使用している人は公園に行くことができず、障壁が残されています。

そこにスロープを設置すれば、誰もが公園に行けるようになります。

車いすを利用している状態は変わらなくても、まわりの状況が変わることによって、「公園に行けない」という障がいが消滅されます。



誰もが暮らしやすい社会へ

現代社会において、障がいのない人が、不自由なく社会参加できているのは、障がいのない人を基準にして、すでに多くの社会的障壁が取り除かれているからといえます。

障がいのある人に対しても、社会的障壁を取り除くことによって、誰もが暮らしやすい社会にしていくことが求められています。